

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

当院では令和8年度診療報酬改定により新設された「電子的診療情報連携体制整備加算」の算定要件を満たす体制を下記の通り整えております。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用について利用体制を整備しています。
- 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を伴う診察室等で閲覧または活用できる体制を有しています。
- 医療費の内容が分かる領収書及び算定した診療報酬の区分・項目及び名称が記載された明細書を無償で発行しています。
医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、及び活用して診療を行うことについて当医療機関への掲示及びホームページに掲載しています。

令和8年6月1日 より

「電子的診療情報連携体制整備加算」3

初診時：4点 再診時：2点（月1回まで）
を算定致します。

箕面ひまわり眼科